

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤</p> <p>一の三 亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤</p> <p>一の四 アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン一・八%以下を含有するものを除く。</p> <p>一の五 一の九 (略)</p> <p>二 一の十六 (略)</p> <p>十六の二 二・二ジメチルプロパノイルクロライド(別名トリメチルアセチルクロライド)及びこれを含有する製剤</p> <p>十六の三 (略)</p> <p>十七 一の二十六の七 (略)</p> <p>二十六の八 S—メチル—N—「(メチルカルバモイル)―オキシ」―チオアセトイミデート(別名メトミル)及びこれを含有する製剤。</p> <p>ただし、S—メチル—N—「(メチルカルバモイル)―オキシ」―チオアセトイミデート四五%以下を含有するものを除く。</p> <p>二十六の九 一の二十六の十一 (略)</p>	<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 一の六 (略)</p> <p>二 一の十六 (略)</p> <p>十六の二 (略)</p> <p>十七 一の二十六の七 (略)</p> <p>二十六の八 一の二十六の十 (略)</p>

二七七～三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一～二 (略)

二の二 亜硝酸三級ブチル及びこれ含有する製剤

二の三 (略)

四 (略)

四の二 アバメクチン一・八%以下を含有する製剤

四の三～四の五 (略)

五～九の二 (略)

十 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト (別名ダイアジノン) を含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト五% (マイクロカプセル製剤にあつては、二五%) 以下を含有するものを除く。

十の二～三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれ含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)～(79) (略)

(80) シクロポリ (三～四) 「ジフェノキシ、フェノキシ (四―シア

ノフェノキシ) 及び「ビス (四―シアノフェノキシ)」ホスファ

ゼン」の混合物並びにこれ含有する製剤

二七七～三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一～二 (略)

二の二 (略)

二の三 (略)

四 (略)

四の二～四の四 (略)

四の三～四の五 (略)

五～九の二 (略)

十 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト (別名ダイアジノン) を含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト三% (マイクロカプセル製剤にあつては、二五%) 以下を含有するものを除く。

十の二～三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれ含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)～(79) (略)

(81) | (略)

(82) | 三・四―ジクロロー、二―シアノー、二―チアゾール、五―カ

ルボキサニリド (別名イソチアニル) 及びこれを含有する製剤

(83) | (146) | (略)

(147) | 四―メチル―二―シアノピフェニル及びこれを含有する製剤

(148) | (150) | (略)

(151) | 二―「二―(四―メチルフェニルスルホニルオキシイミノ)チ

オフエン―三(二H)―イリデン」―二―(二―メチルフェニル

)アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(152) | (156) | (略)

三十三―七十一の五 (略)

七十一の六 二・四・六・八―テトラメチル―一・三・五・七―テト

ラオキソカン (別名メタルデヒド) 及びこれを含有する製剤。た

だし、二・四・六・八―テトラメチル―一・三・五・七―テトラオ

キソカン―〇%以下を含有するものを除く。

七十二―百の八 (略)

百の九 S―メチル―N―「(メチルカルバモイル)―オキシ」―チ

オアセトイミデート (別名メトミル) 四五%以下を含有する製剤

百の十 (略)

百の十一 一―(四―メトキシフェニル)ピペラジン及びこれを含有

する製剤

(80) | (略)

(81) | (144) | (略)

(145) | (147) | (略)

(148) | (152) | (略)

三十三―七十一の五 (略)

七十二―百の八 (略)

百の九 S―メチル―N―「(メチルカルバモイル)―オキシ」―チ

オアセトイミデート (別名メトミル) 及びこれを含有する製剤

百の十 (略)

百の十二 ー (四ーメトキシフェニル) ピペラジンー塩酸塩及びこ
れを含有する製剤

百の十三 ー (四ーメトキシフェニル) ピペラジン二塩酸塩及びこ
れを含有する製剤

百の十四 ー 百の十六 (略)

百一 ー 百十五 (略)

2
(略)

百の十一 ー 百の十三 (略)

百一 ー 百十五 (略)

2
(略)